

矢巾町骨髄ドナー支援事業

矢巾町では、骨髄・末梢血幹細胞の提供者(骨髄ドナー)もしくは骨髄ドナーが勤務する事業者の負担を軽減するため、助成金を交付します。

骨髄等の提供を行ったドナー

助成額

骨髄等の提供に要する通院に対して

1日2万円 ※上限7日間、14万円

要件

- 骨髄等の提供を行った日において、矢巾町に住所を有している方
- 国、地方公共団体等が実施する他の制度により骨髄等の提供に係る補助等を受けていない方

骨髄ドナーが勤務する事業所

助成額

骨髄等の提供に要する通院等でドナー休暇取得に対して

1日1万円 ※上限7日間、7万円

要件

- 骨髄等の提供を行った日において、骨髄ドナー(個人事業主を除く)が勤務している国内の事業所(国、地方公共団体、独立行政法人を除く)でドナー休暇制度を設けてあり、ドナー休暇を取得した場合

※最終同意以後にやむを得ない理由で骨髄等の提供を中止した場合には、骨髄等の採取に係る過程において、中止になった日までを助成対象とします。

※骨髄ドナーの勤務する事業所がドナー休暇を設けている場合には、事業所を対象とする。

申請方法及び必要な書類

下記の書類について、骨髄等提供日から6か月以内に申請してください。

【申請書等様式】※下記、①の町の様式は矢巾町役場健康長寿課で配布しています。また、矢巾町ホームページ(下記QRコード)からもダウンロードできます。

■骨髄ドナーへの助成

- ①矢巾町骨髄ドナー支援事業助成金交付申請書(骨髄ドナー用) (様式第1号)
- ②骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類
- ③骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談(骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害の治療等に係るものを除く。)したことを証する書類

■骨髄ドナーが勤務する事業所への助成

- ①矢巾町骨髄ドナー支援事業助成金交付申請書(事業所用) (様式第2号)
- ②骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類
- ③骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談(骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害の治療等に係るものを除く。)したことを証する書類
- ④骨髄ドナーとの雇用契約を証する書類
- ⑤就業規則等ドナー休暇を導入していることを証する書類

■その他 本人確認書類(免許所等の身分証明証)もご準備ください。



問い合わせ先・申請先 〒028-3615 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割78番地
矢巾町役場 健康長寿課 電話 019-611-2826